

## 「公益信託 池田育英会トラスト」

### 1. 奨学制度の内容

#### (1) 応募対象者

愛媛県内の高等学校を卒業している方、または保護者(奨学生が成人の場合は、保護者であった方)が愛媛県内に居住している方で、大学(除く短大)または大学院に在学するつぎの要件を満たす方。専攻の分野は問いません。

##### A. 大学に在学する方(除く短大)

2年生以上(新入生は対象外)

##### B. 大学院に在学する方

学年は問いません。

##### C. 学業・人物ともに優秀で、経済的支援の必要な方

(他の奨学金と併せて給付を受けることができます。)

#### (2) 奨学金の額

1人 月額1万7千円

(毎年7月・1月に10万2千円を給付します。)

\*卒業後、返還の必要はありません。

#### (3) 給付期間

正規の最短修学期間

(休学または長期欠席等により、学問に精励している状態にないときは、その期間給付を休止する場合があります。)

### 2. 募集要項

#### (1) 募集人員

4名

#### (2) 応募方法

申請書等は伊予銀行のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードされない場合は、同ホームページでご請求いただくか、伊予銀行本支店または公益信託事務局までご連絡ください。公益信託事務局から申請書類をお送りします。

記入事項をご記入のうえ必要書類を添えてご応募ください。なお、応募書類は、奨学生への採否にかかわらず返却いたしません。

#### (3) 募集期間

平成29年3月21日(火)～5月8日(月) (応募書類事務局必着)

#### (4) 選考

応募書類に基づき本年6月に開催予定の運営委員会で選考します。

#### (5) 結果通知

公益信託事務局から推薦者(担当教官等)経由でご通知します。

(奨学金担当部署には連絡いたしませんのであらかじめご了承ください)

#### (6) 奨学金振込

奨学生になられた方には、7月からご指定の銀行口座へ奨学金を振込みます。

#### (7) 報告書の提出

奨学生に採用された方は年度終了後、報告書を提出していただきます。

#### 【ご送付先・お問合せ先】

「公益信託池田育英会トラスト」公益信託事務局

〒790-8514 松山市南堀端町1番地

伊予銀行ソリューション営業部

TEL089-941-1141

いよぎんホームページ <http://www.iyobank.co.jp/>